

網代その7地区外2地区地籍調査業務委託

【特記仕様書】

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が実施する「網代その7地区外2地区地籍調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、津波による浸水が想定される区域において、国土調査法に基づく地籍調査を実施し、地籍の明確化を図ることを目的とする。

(作業規定)

第3条 本業務の実施に当たっては、本仕様書及び請負契約書のほか、次に掲げる関係法令等を遵守して行わなければならない。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (4) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通達）
- (5) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (6) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (9) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年4月1日国土国第504号国土調査課長通知）
- (10) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例（平成20年国土国第267号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (11) その他関係法令及び通達

(業務計画)

第4条 受託者は、本業務の実施に当たり、次に掲げる書類を作成するとともに、委託者に提出し、その承諾を受けるものとする。業務計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 業務委託着手届、兼業務代理人等通知書
- (2) 業務代理人等経歴書
- (3) 業務実施計画表
- (4) 作業計画書
- (5) 業務委託完了報告書
- (6) その他委託者の指示する書類

2 主任技術者及び業務代理人は、測量法第49条に基づき登録をされた測量士、土地家屋調査士、土地改良換地士、又は土地区画整理士の資格を有する者、又は補償コンサルタント登録規定により管理技術者に登録された者、地籍主任調査員で委託者が適当と認めた者であることとし、作業に従事する者を含め従事者名簿を提出するものとする。

(使用機器)

第5条 本業務に使用する機器は、測量精度を十分保持し得るものとし、受託者は使用機器名を記載した書類及び検定証明書を委託者に提出し承認を得るものとする。

(秘密厳守)

第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、国土調査法第36条に基づき次の事項を厳守するものとする。

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。
- (2) 業務上収集した情報を委託者の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

(個人情報の保護)

第7条 本業務にて個人情報を取り扱うときは、個人情報の適切な管理のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、次の事項を遵守しなければならない。これらの個人情報や機密に係る項目については、本契約終了後といえども継続するものとする。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本業務以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(身分証明書及び土地立入)

第8条 受託者は、本業務の実施に当たり、他人の土地に立ち入るときは、次の事項を厳守するものとする。

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、委託者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人から請求があった場合はこれを提示すること。
- (2) 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を伝えること。
- (3) 受託者は、本業務が終了したときは、速やかに身分証明書を委託者に返却すること。

(損害補償)

第9条 本業務の実施に当たり、受託者が第三者に与えた損害は、受託者の責任において補償するものとする。

(工程管理)

第10条 受託者は、本業務の実施に当たり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に従い、作業者による自主点検を徹底するものとし、点検を行った箇所に検付を行うものとする。

- 2 受託者は、主任技術者による工程ごとの自社点検を徹底するものとし、点検を行った箇所には赤で検付を行うものとする。
- 3 受託者は、現場作業日誌を作成し、進捗状況等を委託者に報告するものとする。
- 4 受託者は、工程ごとに委託者が指定する工程管理者の指示する帳票等を提出し、点検を受けなければならない。

(紛争の回避)

第11条 受託者は、本業務の実施に当たって、次に掲げることに留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上実施すること。
- (2) 本業務の従事中は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務の従事中に事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに委託者に報告すること。

(かし担保)

第12条 本業務の終了後において、形状寸法、又は観測値、測距離並びに計算値などに誤りを発見された場合は、受託者は受託者の負担において補正等を行うものとする。

(疑義の解決)

第13条 本仕様書において疑義が生じた場合又は明記されていない事項が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

第2章 業務の概要

(業務の内容)

第14条 本業務は、国土調査法に基づく地籍調査測量作業及び一筆地調査作業を地上数値法により実施するものとする。

(作業工程)

第15条 本業務における作業工程は次に掲げるとおりとする。

- (1) 細部図根測量(F工程(FⅠ):細部図根測量)
- (2) 一筆地測量(F工程(FⅡ-1):一筆地測量)
- (3) 地籍細部測量(F工程(FⅡ-2):原図の作成等)
- (4) 地積測定(G工程:地積測定)

(打合せ協議)

第16条 打合せ協議は、着手時、中間時、最終時の3回以上とし、必要に応じ追加の打合せを実施するものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立会うものとする。

第3章 細部図根測量(FⅠ工程)

(細部図根測量)

第17条 本作業は、細部図根測量に係る工程とし、次に掲げる事項を考慮の上行うものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法によることができる。
- (2) 細部図根測量の結果に基づき細部図根点配置図を作成する。
- (3) 観測の方法等については、作業規定に基づき実施するものとする。

第4章 一筆地測量(FⅡ-1工程)

(一筆地測量)

第18条 本作業は、一筆地測量に係る工程とし、次に掲げる事項を考慮の上行うものとする。

- (1) 一筆地測量は細部図根点等の点を基準とし、放射法・多角測量法・交点計算法及び単点観測法により実施するものとする。
- (2) 観測の方法等については、作業規定に基づき実施するものとする。

第5章 地籍細部測量（FⅡ－2工程）

（原図の作成等）

第19条 本作業は、一筆地測量が完了した各土地の境界地番及び必要な事項を表示した地籍図原図の作成に係る工程とし、次に掲げる事項を考慮の上行うものとする。

- (1) 地籍図原図は、仮作図を行い、図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、第3条第5号に基づいて必要な事項を表示した上、規定されている精度を保持できる自動製図機を用いて作成するものとする。
- (2) 原図の作成が終了後、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。
- (3) 原図、筆界点番号図、地籍図一覧図の用紙はポリエステルフィルム（A3版、#300以上）を使用するものとする。
- (4) 一筆地の状況が作成する原図の縮尺で、主要の精度をもって表示されることが困難である場合には、該当部分について所要の精度を表示するに足る縮尺の地籍明細図を別に作成するものとする。なお、地籍明細図の縮尺は2500分の1、1000分の1、500分の1、100分の1又は50分の1とし、地籍明細図の図郭線及びその座標値、図郭番号、精度及び縮尺の区分を表示するものとする。

第6章 地籍測定（G工程）

（地積測定）

第20条 本作業は、地積測定の工程とし、次に掲げる事項を考慮の上行うものとする。

- (1) 地積測定の方法は、現地座標法により行うものとし、各筆の面積を求積するものとする。
- (2) 地積測定計算簿には、地番、地目、面積、筆界点番号、筆界点座標、筆界点間の方向角、筆界点間の計算辺長等を出力するものとする。ただし、地番のついていない長挟物については、管理番号を付し、他と区別できるようにするものとする。
- (3) 筆界未定地の地積測定は、関係する土地を一括して行うものとする。
- (4) 地積測定を行った場合には、原則として単位地域ごとに、単位区域を構成する各筆の面積

の合計と該当単位区域の面積が等しくなることを点検するものとする。

(5) 地積測定の結果は、地積測定成果簿に取りまとめるものとし、地番、地図番号、面積、地目を地番順に、その他字別集計表、地目別集計表を各々出力するものとする。

(6) 地積測定成果簿における地積は、平方メートルを単位とし、1平方メートルの1000分の1未満の端数を四捨五入して表示するものとする。

第7章 検査及び成果品

(検査等)

第21条 受託者は、本業務の実施に当たり、地籍調査事業工程管理及び検査規程に基づき、工程ごとに委託者が指定する工程検査者の指示する帳票等を提出し、検査を受けなければならない。

2 受託者は、工程検査及び完了検査において、過失又は粗漏に起因する誤りが判明した場合は、速やかに、再測、補測等を受託者の負担において実施するものとする。

3 本業務は、成果品に業務委託完了報告書、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時点をもって完了とする。

4 本業務は、静岡県検査及び会計検査院検査を経て完結するため、受託者は各検査に協力するものとする。

(成果品)

第22条 成果品の様式等は、「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」ほか関係法令等によるものとし、電子データのファイル形式は、委託者の指定する形式とする。

2 本業務で納入する成果品は次に掲げるとおりとし、各成果品は、報告書（A4版）及び電子データ（CD-R）に納め各1部提出するものとする。

作業工程等	成果品
(1) 細部図根測量（FⅠ）	① 細部図根測量観測計算諸簿 ② 細部図根点配置図 ③ 細部図根点成果簿
(2) 一筆地測量（FⅡ－1）	① 一筆地測量観測計算諸簿 ② 筆界点成果簿 ③ 精度管理表
(3) 地籍細部測量（FⅡ－2）	① 地籍図一覧図 ② 地籍図原図 ③ 筆界点番号図

	④ 地籍明細図（必要な場合）
(4) 地積測量（G）	① 地籍測定観測計算諸簿 ② 地籍測定成果簿 ③ 筆界点座標値等の磁気記録 ④ 精度管理表
(5) その他（上記以外の提出書類）	① 検定証明書 ② 打合せ記録簿 ③ 班長検査及び主任技術者の点検成績表 ④ その他監督員の指示するもの

（成果品の帰属）

第23条 本業務における成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可を得ずに使用してはならない。